

特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

保護者のみなさまへ

大分市教育委員会

大分市では、特別支援学級等に在籍中のお子さまの保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助しています（裏面参照）。援助を受けることができる方に、別紙の「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」をお渡しいたします。お手順をお掛けいたしますが、必要事項を記入のうえ、**令和8年4月24日（金）**までにお子さまが在籍している学校に提出をお願いいたします。

1. 援助を受けることができる方

特別支援学級に在籍中のお子さまの保護者（ただし、世帯全員の合計所得によって通学費のみが援助対象になる場合があります。その為、通学費の該当がない場合には援助費の支給がないことがあります。）

※就学援助（就学援助制度のお知らせ参照）と特別支援教育就学奨励費の両方に申請はできませんが、両方が認定となった場合には、就学援助が優先されます。

※就学援助も申請する場合は、この申請とは別に就学援助申請書を学校で取得し、必要事項を記入し、学校へ提出してください。

2. 調書の提出について

（1）提出期間・・・令和8年4月24日（金）まで

※その後も随時受付を行います。

（2）提出先・・・必要事項を記入のうえ、児童生徒の在籍する学校へ提出してください。

3. 調書の記入方法

別紙記入例を参照ください。

援助を希望される方で、公共交通機関又は自家用車で通学している場合には、必ず通学費明細欄に必要事項を記入し、**通学経路図（手書き又はインターネット上の地図を印刷したものに、かかわらず通学経路が分かるもの）**を添付してください。

※所得・課税証明書等の添付書類は必要ありません。ただし、援助を希望される方で、世帯員に令和8年1月2日以降に市外から大分市に転入された方がいる場合には、前市区町村の令和8年度所得・税額証明書の提出が必要です。

4. 援助の内容

援助額については、下表を参照ください。

なお、体育実技用具費（柔道着）については、レシート及び領収書等の提出が必要になりますので、紛失しないように保管をお願いいたします。

支給費目	小学校	中学校	支給予定月
① 新入学学用品 (4月から区分Ⅰ又はⅡに該当する 1年生及び義務教育学校7年生のみ)	上限 28,530 円	上限 31,500 円	11 月中旬
② 学用品費	上限 5,820 円	上限 11,370 円	前期分 11 月中旬 後期分 年度末
③ 校外活動費（宿泊を伴わない）	実費額の 1/2 上限 800 円	実費額の 1/2 上限 1,155 円	年度末
④ 校外活動費（宿泊を伴う）	実費額の 1/2 上限 1,845 円	実費額の 1/2 上限 3,105 円	年度末
⑤ 修学旅行費	実費額の 1/2 上限 10,790 円	実費額の 1/2 上限 28,860 円	実施後支給
⑥ 体育実技用具費（中学生のみ）	—	実費額の 1/2 上限 3,825 円	年度末
⑦ 通学費	実費額（区分Ⅰ・Ⅱ） 実費額の 1/2（区分Ⅲ）	実費額（区分Ⅰ・Ⅱ） 実費額の 1/2（区分Ⅲ）	前期分 11 月中旬 後期分 翌年度 4 月中旬

世帯員の合計所得に応じて区分をⅠ、Ⅱ、Ⅲに分けています。区分Ⅰ及びⅡに該当する場合は、①～⑦の該当分が支給対象、区分Ⅲに該当する方については、通学費（実費額の 1/2）のみが支給対象となります。（通学費の該当がない場合には支給対象はありません。）

通学費の支給にあたり、定期券及び交通系 IC カード等を利用している場合には、その定期券及び交通系 IC カード等の利用履歴の提出（写し）が必要です。なお、自家用車を使用している場合には、ガソリン単価・自動車の排気量・通学日数をもとに支給額を決定します。

5. 注意事項

- 就学援助等の援助と併用はできません。ただし、就学援助等の援助を受けていない期間については、特別支援教育就学奨励費の援助を受けることができます。
- 通学費については、翌年度の 4 月中旬～下旬の支給となり他の支給費目と支給時期が異なりますのでご了承ください。
- 体育実技用具費（中学生のみ）の支給には購入したレシート及び領収書等の提出が必要となりますので紛失しないように保管をお願いします。購入時にクーポンやポイント等を使用した場合、それらを除いた額を実費とします。
- 年度途中で特別支援教育就学奨励費から就学援助に切り替わった人、または就学援助から特別支援教育就学奨励費に切り替わった人については学用品費の支給金額について調整を行う場合があります。